

公害疾患特掲診療費に関する質疑応答
—公害診療報酬の手引きH19版(抜粋)—

〈公害特掲〉

(他法入院時の公害外来療養指導料)

Q 1 他疾病を主として入院中に、認定疾病の治療の必要性から他の医療機関を受診した場合、公害外来療養指導料を算定できるか。

A 1 入院中にやむを得ず他の医療機関を受診した場合であって、当該医療機関において認定疾病に関する指導等が行われた場合にあっては、公害外来療養指導料は、算定できる。

(複数診療科算定)

Q 2 同一医療機関の複数診療科において、公害外来療養指導料を各々算定できるか。

A 2 同一月に同一医療機関の複数の診療科で認定疾病に関する指導等が行われた場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章の第1

(他法入院時の公害相談料、指導料)

Q 3 他疾病を主として入院中に、公害疾患相談料または公害外来療養指導料を算定できるか。

A 3 他疾病が主病であるとないとにかかわらず、入院中の公害疾患相談料及び公害外来療養指導料は、算定できない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章の第1

(往診日の公害相談料、指導料)

Q 4 往診を行った日に公害疾患相談料及び公害外来療養指導料を併せて算定できるか。

A 4 往診を行った日であっても公害疾患相談料及び公害外来療養指導料は、算定できる。

(初診日再診の場合の公害相談料)

Q 5 初診日に再診があった場合、公害疾患相談料を算定できるか。

A 5 初診料を算定する初診の日には、公害疾患相談料は算定できない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章の第1

(他法再診時の公害疾患相談料)

Q 6 公害医療又は他法で再診料を算定している場合、公害疾患相談料を算定できるか。なお、認定疾病が主病の時にのみ算定できるのか。

A 6 公害疾患相談料は公害医療又は他法で再診料を算定している場合でも算定できる。また、公害相談があった場合には認定疾病が主病でなくても算定できる。

(他法初診1月以内の公害外来療養指導料)

Q 7 他疾病により初診し、その後認定疾病について受診した場合、他疾病による初診日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定できるか。

A 7 初診料が他疾病によるものであるとにかくわらず、初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定できない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章

(公害外来療養指導料と特定疾患療養指導料)

Q 8 公害外来療養指導料と特定疾患療養指導料は、どちらを算定しても良いのか。

A 8 公害外来療養指導料と特定疾患療養指導料は、両方の算定要件を満たしても同時に算定することはできないが、どちらか一方を算定して差し支えない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章

(公害外来療養指導料と在宅患者訪問診療料)

Q 9 公害外来療養指導料と在宅患者訪問診療料は同時に算定できるか。

A 9 公害外来療養指導料と在宅患者訪問診療料は同時に算定できる。

なお、在宅患者訪問診療料の算定の対象となる患者は、居宅による療養を行っており、認定疾病のために通院による療養が困難なものである。

(患者保有時の場合のネブライザー加算)

Q 10 患者自身が購入し保有しているネブライザーについての指導を行ってもネブライザー加算を算定できるか。

A 10 ネブライザー加算は医療機関が患者に機器を貸与することを算定の条件としており、算定できない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正について」

(平成8年7月19日環保企第499号) 2の(2)

(初診、退院1月以内に係るネブライザー加算)

Q 11 初診の日及び公害入院に係る退院の日から1月以内におけるネブライザー加算は算定できるか。

A 11 ネブライザー加算は公害外来療養指導料の加算であるため、公害外来療養指導料が算定できない初診の日及び退院の日から1月以内は算定できない。

参考条文等

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」

(平成4年5月29日環境庁告示第40号) 別表の第1章の第1

(清浄空気室管理料)

Q 12 清浄空気室管理料は1日ごとに算定できるか。

A 12 算定できる。

(他法入院時の清浄空気室管理料)

Q 13 他疾病を主病として入院している場合に、清浄空気室管理料は算定できるか。

A 13 清浄空気室管理料は、他疾病が主病で入院している場合には、算定できない。